

# 農政をめぐる情勢

## 目 次

I	農協改革をめぐる情勢	1
II	TPP交渉をめぐる情勢	4
III	都市農業振興基本法が成立	15

## 今月号のあらまし

### I 農協改革をめぐる情勢

農協法改正案は、5月14日に国会にて審議が開始された。民主党が提出した対案と同時に審議が行われる。14日の本会議では、質問に立った野党議員から、農協改革がなぜ農家所得の向上に繋がるのか等、農協改革の必要性について政府に明快な説明を求める声が相次いだ。

18日の週からは、衆議院農林水産委員会にて審議が行われる見込みである。

### II TPP交渉をめぐる情勢

4月28日、日米首脳会談が行われ、TPP交渉の進展に日米が協力しあうこと等が確認された。また29日には米国議会で安倍総理が演説し、議会にTPP交渉妥結への協力を求めた。

TPP交渉のカギを握るとされるTPA（大統領貿易促進権限）法案については、上院での審議が開始されたが、成立については依然不透明な状況にある。

TPP交渉については、5月26～28日に閣僚会合の開催が予定されているが、TPA法案の可決が見通せない状況にある中、閣僚会合において交渉が劇的に進展する可能性は低いとされる。

### III 都市農業振興基本法が成立

4月16日、衆議院本会議において都市農業振興基本法が可決・成立した。都市農業の多面的機能を評価し、都市農業の安定的な継続と、都市農業の有する機能の発揮を実現するため、都市農業の振興を国や地方自治体の責務として明確化する内容となっている。

本法律には、今後求められる施策の方向性が示されており、具体的施策として国や自治体が行うかは、今後、国・自治体において作成される振興計画等で定められる予定である。

# I 農協改革をめぐる情勢

## — 農協法改正案が国会提出、審議される —

### 1. 改正案の国会における動向

- 農協法改正案は、5月14日、衆議院本会議で審議入りした。本法案は、特に重要な法案として、本会議にて安倍総理が答弁する「重要広範議案」に位置付けられている。
- 審議はまず、林農林水産大臣により法案の趣旨説明が行われ、次いで各党代表による質問という形で進んだ。以下の5名が質問に立った。

#### 【農協法改正案に対する各党の考え方】

自民党 (齋藤 健)	人口減で農産物消費が減る中、農協は、流通・加工・輸出等の成長分野に進出し、農家手取り増を目指すべく変化する必要がある。
民主党 (佐々木隆博)	なぜ農協改革で農家所得が向上するのか。政府の説明に納得していない。戦後農政の失敗を農協に押し付けているだけではないか。
維新の党 (村岡敏英)	農産物産出額の減少・輸出が少ない・目指す農業が不明確、これらの課題解決が喫緊だが、本法案で解決できるか疑問。
公明党 (稲津 久)	農協は地域インフラを提供している。員外利用・准組合員利用については、現実に即して考えていかなければならない。
共産党 (畠山和也)	事業原則をなぜ根本的に変えるのか。また、営利企業のための公認会計士監査導入は、不採算部門の経済事業切り捨てに繋がる。

(5/15 日本農業新聞記事より抜粋)

- 野党議員からは、農協改革が農家所得向上にどのように繋がるのか等、農協改革の必要性を問う質問が相次いだ。安倍総理は質問に対し、「農協システム全体を見直し、意欲ある担い手と地域農協が力を合わせ、創意工夫を発揮して地域ブランドの確立や輸出の取り組みなど自由な経済活動を行えるようにすることで、農業者が所得向上に全力投球できるようになる」と答弁するに留まり、農協改革と農家所得向上の具体的な繋がりについての言及はなかった。

### 2. 改正案の対案について

- 一方で、民主党は農協法改正案の対案（内容は別紙参照）を13日に提出し、14日より審議入りした。主な内容は以下の通り。

- 農協を「地域のための農協」と位置付け、自主性を尊重する
- 農協の政治的中立性を確保する
- 都道府県域を超えた農協や、地域内に重複した農協を設立可能とする
- 監査その他の組合に関する制度のあり方は、検討期間3年を設ける

- 本法案の提出者である民主党玉木議員は、趣旨説明の中で、「准組合員は悪だといったステレオタイプの批判の下、事業をバラバラにしようとする政府・自民党の改革案は、農家の所得向上や経営の安定にはつながらない『組織いじりの改革のための改革』だと断じざるを得ない」と改正案を批判した。
- 維新の党についても、地域内において複数の農協の設立を促し、競争力を高めるなどとする対案を本国会に提出する予定という報道もある。ただし、5月18日現在において目立った動きはない。

### 3. 今後の見通し

- 5月18日の週には、農林水産委員会に審議の場が移される。政府は6月上旬に衆院での可決を目指しているが、野党側は、西村副大臣がTPP条文書の国会議員への開示を撤回したことなどを受け、対決の姿勢を強めており、日程は流動的とされる。
- 今国会の会期末は6月24日だが、野党が対決の姿勢を強めていることに加え、他に集団的自衛権の関連法案等の審議で混乱が予想される中、参院で可決・成立させるためには会期の延長が必要との見方が強い。

## ○農業協同組合法の一部を改正する法律案(民主党対案)

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の三」に改める。

第一章中第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 この法律の運用に当たつては、第五条に規定する組合の行う事業が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、当該事業を通じて、豊かで住みよい地域社会の実現が図られるよう配慮されなければならない。

第三条の三 国及び地方公共団体は、第五条に規定する組合の特性に鑑み、その業務運営における自主性を尊重しなければならない。

第八条に次の一項を加える。

組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第二十八条第二項中「前項第十号」を「第一項第十号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号の地区に関する規定には、全部又は一部が他の組合の地区と重複する区域及び都道府県の区域を超える区域を地区として定めることができる。

第六十条第三号及び第四号を削る。

第七十二条の十一第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第七十三条の十五に次の一項を加える。

中央会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第七十三条の二十二第三項を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下この項において「組合」という。)の監査その他の組合に係る制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 理 由

最近における農業協同組合等が果たしている役割の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合等が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることを明記するとともに、農業協同組合等の自主性を尊重するための規定、農業協同組合等の政治的中立性に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## Ⅱ TPP交渉をめぐる情勢

### — TPA法案、上院へ提出される —

#### 1. 日米二国間協議と首脳会談の状況

- 4月19日から21日まで、甘利TPP担当相とフロマン米国通商代表による、日米二国間の閣僚協議が行われた。甘利大臣は「二国間の距離は相当縮まってきた」と成果を強調したが、最終的な合意には至らず、実務者協議を継続するよう指示したとされる。
- 28日、ワシントンにおいて日米首脳会談が開催され、日米両政府は「日米共同ビジョン声明（内容は別紙1の通り）」を発表した。本声明におけるTPP関連の内容としては、二国間協議の進展を歓迎することと、TPP交渉の速やかな妥結を目指し両国間での協力を再確認するというものである。
- 29日には、安倍総理が米国上下両院合同会議で演説を行った。TPPに関し、妥結には経済的利益を超えた安全保障上の大きな意義があることと、妥結に向け議会の協力を得たい旨を述べた。
- この演説に対し、TPPに賛成の立場をとる共和党の議員は拍手をもって称賛したが、一方で民主党議員は拍手を控えたとの報道もあり、各党のTPPに対する賛否が改めて浮き彫りとなった。

#### 2. 米国の動向

- TPA法案は、4月16日に上院、17日に下院へ提出された。22日には上院財政委員会、23日には下院歳入委員会にて可決され、上院での審議を待つ状態となった。

#### 【米国における、法案が法律となるまでの流れ】

- ① 作成された法案は、まず上下両院（もしくはいずれか）に提出される。
- ② 提出された法案は、それを議論するにふさわしい委員会へ付託される。
- ③ 委員会は公聴会を開催し、意見を募った上で、法案のマークアップ（修正の検討）を行う。マークアップ後、本会議に上程するか否かの採決を行う。
- ④ 委員会での可決が得られれば、法案は上院もしくは下院の本会議に提出される。
- ⑤ 本会議は、法案の提出を受け、適宜審議等を行い、採決を行う。
- ⑥ 両院で可決された場合、法案は大統領の署名を得た後、法律となる。

- 5月7日、共和党は上院においてTPA法案審議開始の動議を提出した。12日に投票が行われたが、TPA法案に反対する民主党議員が反対票を投じたことで、否決された。しかし、オバマ大統領自ら反対派の説得にあたった上で行われた14日の再投票で、一転して可決されることとなった。
- 18日の週より審議が開始される予定だが、今回の動議で多くの賛成票が投じられたことから、上院で法案が否決される可能性は低いとされる。
- 上院可決後は下院の審議が開始されるが、下院は上院に比べ反対派が根強く、審議に至れるか、また審議にどれくらいの期間を要するかは極めて不透明な状況である。今月下旬、議会は休会期間に入ることもあり、少なくとも月内に審議が決着する見込みは低いとされる。

### 3. 国内におけるTPP情報開示をめぐる動向

- 4月24日、民主党と維新の党は共同でTPP交渉の情報開示を求める法案を衆議院に提出した。政府に少なくとも月1回の定期報告を義務付ける他、国会の求めに適時対応することも盛り込んだ。
- 5月1日、政府はTPP交渉の21分野29章のうち、10章は既に交渉が終了していることを明らかにした。知的財産と国有企業、投資の3分野は特に難航していると説明している。詳しい内容は別紙2の通り。
- さらなる情報開示を求める声が強まる中、西村内閣府副大臣は、5月4日の記者会見において、米国にて既に行われている、国会議員に対するTPP条文開示を行うよう調整する旨、発言した。
- しかし、7日の記者会見にて4日の発言を撤回し、「伝え方が悪かった。現時点では開示について何も決まってない」と陳謝した。
- これを受け民主党など野党は、明確な経緯説明とTPP交渉に関する情報開示を政府に求める方針である。

### 4. JAグループの取り組み

- 日米協議の進展を伝える報道が相次ぐ等、交渉が最終局面に近づきつつあることから、JAグループは5月19日、TPP交渉における国会決議の実現に向けた意思結集と、政府・与党に決議の遵守を訴えることを目的とした全国代表者集会を1,500名規模で開催した。(要請内容は別紙3の通り)

- また、本集会と連動し、本県より選出の議員に対し、国会決議を遵守し交渉にあたること、十分な情報を開示することについて要請を行った。（要請内容は別紙4の通り）

## 5. TPP交渉の経過と今後の見通し

- 4月23～26日に、TPP首席交渉官会合がワシントン近郊で開催されたが、TPA法案が成立していないなかで、会合での進展は限定的だったと報じられている。
- 5月16日より、グアムにてTPP首席交渉官会合が始まった。難航する知的財産分野等を進展させ、閣僚会合の会合を目指している。会合は25日まで行われる予定で、引き続き26～28日にかけて閣僚会合の開催が報じられている。
- 報道によると、閣僚会合の開催までに、TPA法案が成立するかどうか閣僚会合の成否・位置付けを左右するとされる。TPP閣僚会合までに成立していれば、グアムで大筋合意を目指した協議が行われ、成立していなければAPEC会合後にフィリピンで非公式な議論を行うのみに留まる見込みである。
- TPA法案の月内決着の見込みは低いとされている現状では、グアムでのTPP閣僚会合で大筋合意に至るシナリオは想定しづらいと考えられる。ただし、この場合もフィリピンでの会合（APEC貿易担当大臣会合）は開催される見込みで、会合の内容を含め、引き続き注視が必要である。

### 【当面の国際会議等】

日程	国際会議等
5月22～31日	米国議会（下院）休会
5月23～31日	米国議会（上院）休会
5月23～24日	APEC貿易担当大臣会合（フィリピン・ボラカイ）
5月26～28日（報道）	TPP閣僚会合（グアム？）
今秋	大統領選が本格化



## 日米共同ビジョン声明

平成 27 年 4 月 28 日

今日、日本と米国は、70 年間にわたりグローバルな平和、安全及び繁栄に永続的に貢献してきたパートナーシップを誇っている。第二次世界大戦終戦から 70 年を迎える本年、我々二国間の関係は、かつての敵対国が不動の同盟国となり、アジア及び世界において共通の利益及び普遍的な価値を促進するために協働しているという意味において、和解の力を示す模範となっている。日米両国は、グローバルな問題及び我々の生き方の基礎となるルール、規範及び制度へのコミットメントに則り、ルールに基づく強固な国際秩序を構築することに共に寄与してきた。

この強固な同盟とグローバルなパートナーシップへの変革は必然ではなかった。数世代にわたるあらゆる立場の人々が、過去の経験は教えとすべきであるが、将来への可能性に制約を課すべきではないとの信念の下、我々両国間の関係を時間をかけて構築した。この努力が、日米両国を、今日における位置、すなわち、互恵的な経済的パートナーシップを通じ地域の繁栄を促進し、アジア太平洋地域の平和と安全の礎であるとともに、グローバルな協力の基盤たる揺らぐことのない同盟によって支えられた、世界の二つの主要経済大国へと導いた。我々両国がたどった道のりは、全ての関係者が達成のために献身的に尽力すれば和解が可能であることを示している。

過去 70 年間にわたり、日米関係は、国際システムの課題や大きな変化に順応する形で、成功裡に発展してきた。日米両国は、共に、冷戦に打ち勝つとともに、その余波に対応するのに寄与し、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ以降のテロとの闘いにおいて協働し、世界金融危機後の国際金融構造の強化のために協力し、2011 年 3 月 11 日の悲劇的な東日本大震災及び津波のような自然災害に対処し、北朝鮮の核及びミサイルの脅威並びに人権侵害及び拉致に立ち向かい、イランの核計画についての懸念に対処するために協働し、国境を越える複雑な課題に対処するために協力してきた。

本日の安倍総理とオバマ大統領との間の会談は、日米のパートナーシップの変革における歴史的な前進を画するものである。我々は、日本の国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策及び米国のアジア太平洋リバランス戦略を通じ、地域及び世界の平和で繁栄した将来を確かなものにするために緊密に連携している。我々は、21 世紀における両国の安全及び繁栄は相互に絡み合い、切り離すことができず、国境のみによって定義されないものであることを認識する。日米両国の相互及び国際秩序に対する現在及び将来のコミットメントは、そのような現実を反映している。

日米両国は、地域の繁栄を追求する上で、透明性が高く、ルールに基づき、漸進的なアプローチにコミットしている。この地域における日米両国のリーダーシップは、環太平洋パートナーシップ（TPP）を通じた貿易及び投資、開発協力並びにインターネット・ガバナンスを含む。日米両国は、ダイナミックかつ急成長するアジア太平洋地域及び世界中において、貿易及び投資のルールを定めるための取組を主導している。日米両国は、TPPの二大経済大国として、これまでに交渉された貿易協定の中で最も高い水準の協定をまとめるために取り組んでいる。TPPは、より多くの雇用を後押しし、賃金を引き上げ、地域の平和及び安定の促進を含む広範な長期的な戦略目標における日米の共同の取組を強化することによって、日米両国及びアジア太平洋地域の全体にわたって経済成長及び繁栄を牽引する。日米両国は、二国間の交渉において大きな進展があったことを歓迎するとともに、より広い協定の迅速かつ成功裡の妥結を達成するために、共に取り組むとのコミットメントを再確認する。

新たな日米防衛協力のための指針は、同盟を変革し、抑止力を強化し、日米両国が新旧の安全保障上の課題に長期にわたり対応していくことを確実なものとする。新たな指針は、同盟内の各々の役割及び任務を更新するとともに、日本が地域の及びグローバルな安全への貢献を拡大することを可能にする。新たな指針は、この地域及びそれを越えた地域において、日米両国が海洋安全保障を含む事項についてより緊密な形で取り組み、我々が希求するところを共有する他の国々と連携することを可能にする。日米両国がグローバルな射程を有するようになった同盟を強化する中で、米国は、日本における安定的で長期的な米軍のプレゼンスを基礎として、日米安全保障条約に基づく自らのコミットメントの全てについて固い決意を持っており、揺らぐことはない。

日米両国は、グローバルな課題に対処するパートナーシップを構築している。我々のアジェンダは広範なものである。我々は、人類が直面する最大の脅威の一つである気候変動及び環境悪化が引き起こす脅威に対処するため、両国の経済を更に強化し、強固で、持続可能で、均衡のとれたグローバルな成長を促進するため、確実で、手頃で、持続可能でかつ安全なエネルギーを供給するよう取り組むため、貧困を撲滅し、持続可能な開発を達成するため、人間の安全保障を促進するため、暴力的過激主義に対抗するため、核兵器のない世界の平和及び安全を達成するために核兵器不拡散条約(NPT)体制を強化するため、グローバルな貿易及び投資を促進するため、伝染病及び国際保健に対する脅威と闘うため、宇宙科学研究を進展させるとともに宇宙における抗たん性を促進するため、情報の自由な流通に基づくサイバー空間の安全で安定した利用及び開かれたインターネットを確かなものとするため、防災を促進し、自然災害及び人道的緊急事態に苦しむ人々を救済するため、人権及び普遍的自由を促進するため、世界中の女兒の教育の促進並びに女性及び女兒のエンパワーメントのため、そして、国連平和維持活動を強化するために協働する。米国は、日本を常任理事国に含む形で国連安全保障理事会が改革されることを期待している。70年前には、このパートナーシップは想像できなかった。今日、このパートナーシップは、日米両国が共有する利益、能力及び価値を適切に反映している。

日米両国は、グローバルな協力を拡大すべく努める上で、次の共有された原則に従う。

- 主権及び領土一体性の尊重
- 紛争の平和的で強制によらない解決へのコミットメント
- 民主主義、人権及び法の支配への支持
- 開かれた市場、自由貿易、透明性のあるルール及び規制並びに高い労働及び環境基準を通じた経済的繁栄の拡大
- 航行及び上空飛行の自由を含め、共有された領域における行動に関するグローバルに認められた、国際法に基づく規範の促進
- 強固な地域・国際機関の促進
- 志を同じくするパートナーとの三か国及び多国間協力への支持

今日、国際的な秩序は、暴力的過激主義からサイバー攻撃に及ぶ新たな課題に直面している。力や強制により一方的に現状変更を試みることにより主権及び領土一体性の尊重を損なう国家の行動は、国際的な秩序に対する挑戦となっている。そのような脅威は、日米両国が構築してきた多くのものを危険にさらす。日米両国は、他の同盟国及びパートナーと協調して、再び順応しなければならず、また、実際にそうするだろう。同時に、日米両国の前には、科学技術、エネルギー、インフラ、芸術及び文化といった分野で、日米両国の協力を新たな水準に高める胸躍るような機会も存在する。これら及び他の分野におけるイノベーション及び起業の精神は、官民協力の支えも得て、日米両国の経済成長及び繁栄の推進力であり続ける。これらの様々な分野での日米両国の取組による恩恵は、グローバルに行き渡るだろう。日米両国が前進するに当たり、特に若い世代の間で、両国関係の重要な柱として人的交流を積極的に推進する。日米両国は、70年間にわたる両国のパートナーシップの強さ及び強靱さが今後数十年間の成功を確かなものにするとの認識の下、これらの課題及び機会に取り組んでいく。

(外務省 HP より)

## 【TPP交渉にかかると分野別交渉状況（全中作成）】

進捗：1（合意済み）・2（ほぼ合意）・3（進展）・4（作業中）・5（進展なし）

交渉分野		内容等	進捗
1	1	<p>物品市場アクセス</p> <p>○ 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p> <p>○ 繊維及び繊維製品については、個別の章又は節等を設ける方向で調整中。</p> <p><b>主な論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センシティブな農産物の取扱い</li> <li>・繊維・衣料品・運動靴のヤーン・フォワード原則の例外品目(米国、ベトナム、メキシコ等)</li> </ul>	3
2	2	<p>原産地規則</p> <p>○ 関税の減免の対象となる「TPP 域内の原産品（＝TPP 域内で生産された産品）」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p> <p><b>主な論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センシティブな品目の取扱い</li> </ul>	3
3	3	<p>税関当局及び貿易円滑化</p> <p>○ 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>	1
4	4	<p>衛生植物検疫 (SPS)</p> <p>○ 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	2
5	5	<p>貿易の技術的障害 (TBT)</p> <p>○ 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	2
6	6	<p>貿易救済</p> <p>○ ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）等について定める。</p>	2
7	7	<p>政府調達</p> <p>○ 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>	2
8	8	<p>知的財産</p> <p>○ 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p> <p><b>主な論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の保護</li> <li>・著作権期間の延長</li> <li>・地理的表示</li> <li>・インターネットプロバイダーの責任制限</li> </ul>	5
9	9	<p>競争政策・国有企業</p> <p>○ 競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める競争政策の規律と、国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律からなっている。</p> <p><b>主な論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除外対象企業の選別</li> </ul>	4

	交渉分野	内容等	進捗	
	10～13 サービス			
10	10	越境サービス ○ 内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限等）に関するルールを定める。	<u>1</u>	
11	11	ビジネス関係者の一時的な入国 ○ ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。	<u>1</u>	
12	12	金融サービス ○ 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。 <b>主な論点</b> ・金融危機等における信用秩序の維持 ・金融機関の外国資本比率の規制撤廃	<u>4</u>	
13	13	電気通信サービス ○ 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	<u>1</u>	
14	14	電子商取引 ○ 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	<u>2</u>	
15	15	投資 ○ 投資家間の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。 <b>主な論点</b> ・ISDSの取扱い	<u>3または4</u>	
16	16	環境 ○ 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。 <b>主な論点</b> ・紛争解決の仕組み ・猶予期間、キャパシティビルディング(新興国)	<u>3</u>	
17	17	労働 ○ 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	<u>2</u>	
	18 法的・制度的事項			
18	-1	前文	○ 協定の実施・運用等に関するルールや、例外規定など協定全体に関わる事項等を定める。 <b>主な論点</b> ・協定の義務の例外とする各国の国内法制の取扱い	<u>2</u>
	-2	冒頭・一般的定義		<u>2</u>
	-3	透明性・腐敗防止		<u>2</u>
	-4	例外		<u>4</u>
	-5	運営・制度		<u>1</u>
	-6	最終規定		<u>2</u>
19	19	紛争解決 ○ 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	<u>2</u>	
20	20	協力・キャパシティビルディング ○ 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	<u>1</u>	

	交渉分野	内容等	進捗	
21	21 分野横断的事項			
	-1	規制の整合性	○ 加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。	<u>1</u>
	-2	中小企業		<u>1</u>
	-3	競争力・ビジネス円滑化		<u>1</u>
	-4	開発		<u>1</u>

\* 本表は、「環太平洋パートナーシップ貿易関係による首脳への報告書」および「TPP 交渉に関する説明会」（平成 26 年 11 月 25 日）・自民党「外交・経済連携本部・TPP 対策委員会・TPP 交渉における国益を守り抜く会合同会議」（平成 27 年 4 月 22 日）における TPP 政府対策本部の説明等をもとに JA 全中において作成。

\* 下線は、自民党「外交・経済連携本部・TPP 対策委員会・TPP 交渉における国益を守り抜く会合同会議」（平成 27 年 4 月 22 日）において、TPP 政府対策本部が交渉終了の事実を公表したもの。

\* 波線は、4 月 2 日にマレーシア国際貿易産業省が「概ね決着した」旨公表したもの、点線は同じく「更なる作業が必要」旨公表したもの。

## TPP交渉に関する国会決議の実現を求める緊急要請

平成 27 年 5 月  
全国農業協同組合中央会  
全国農業者農政運動組織連盟

4月28日、安倍総理とオバマ大統領による日米首脳会談が開催され、「二国間の残された課題について大きな進展があったことを歓迎する」とともに、「**TPP**交渉の迅速かつ成功裏の妥結を達成するため、ともに取り組む」旨の声明が発表された。

4月以降、日米農産物協議に関し、米の特別輸入枠を設定する方向で交渉が行われているといった報道などは、全国の生産者に大きな不安を与えている。

また、わが国農業は、地域の特性をふまえて、重要品目以外にも様々な農業が営まれているが、農林水産物の多くの品目が関税撤廃の対象になるとの懸念が広がっている。

一方、情報開示に関する政府の対応は、マスコミ報道のみが先行するなかで、混乱と不信を増幅させる事態を招いており、米等に対する具体的かつ数字入りの詳細な報道内容が正確でないのであれば、政府は懸念を払しょくする十分かつ明確な説明を行うべきである。

**TPP**交渉が最終局面を迎えているなかで、改めて、我々の強い思いを結集し、政府・与党に対し、下記の事項を強く要請する。

### 記

1. 農林水産物の重要品目の取扱いのみならず、国民の暮らしやいのちに関わる食の安全や**ISD**条項、さらには情報開示について定めた衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。

以上

## TPP交渉に関する国会決議の遵守を求める要請

4月28日、安倍総理とオバマ大統領による日米首脳会談が開催され、「二国間の残された課題について大きな進展があったことを歓迎する」とともに、「TPP交渉の迅速かつ成功裏の妥結を達成するため、ともに取り組む」旨の声明が発表された。

一昨年2月の日米首脳会談で、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに2国間貿易上のセンシティブティーターが存在すること」を確認したうえで、日本は交渉に参加した。しかし、今回の首脳会談では安倍総理から農産物の重要品目を守るとの明確な発言もなく、共同声明にも反映されなかった。

また、最近の日米農産物協議に関するマスコミ報道では、牛肉・豚肉の関税についての大幅な譲歩、あるいは、米の特別輸入枠設定といった報道が相次ぎ、生産者にはかつてない大きな不安を与えている。

TPP交渉が最終局面を迎えようとするなか、国内対策等を講ずれば国会決議が守れるというような拙速な譲歩をすれば、極めて大きな影響が生じることとなる。日本農業のさらなる弱体化は決して許されない。

我々は、改めて「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」をはじめ、食の安全・安心や国民への十分な情報提供などを求めた国会決議を遵守するよう政府・与党に対して強く求める。

以 上

平成27年5月19日  
J A グループ 愛知



## Ⅲ 都市農業振興基本法が成立

### — 都市農業の重要性を評価、振興を目指す —

#### 1. 経過

- 自民党の都市農業に関する小委員会は、昨年の衆院解散によって断念した都市農業振興基本法の、今次国会における制定に向け、取り組みを進めてきた。今次国会は集団的自衛権の関連法案、農協法改正法案等重要法案が多数提出されており、成立を確実にするためには早期に法案提出・審議を行うことが重要とされていた。
- 本法案のような議員立法は、本会議における審議が後回しにされることが一般的であり、早期の審議は野党の協力が必要であった。その中で、山田俊男小委員長を中心とした野党への働きかけを経て、4月9日に参議院、4月16日には衆議院にて全会一致で可決されるという、議員立法としては異例の早期成立を果たすことができた。
- 都市農業振興基本法は、4月22日に公布・施行された。内容は、昨年度成立を目指して作成されたものと同一年となっている（法律の概要は別紙の通り）。

#### 2. 今後の予定

- 都市農業振興法は基本法（理念を定めた法律）であるため、具体的施策への反映が必要である。今後、政府は、都市農業の振興に関する施策の計画的な推進を図るため、「都市農業振興基本計画」を策定する。作成は27年度中に行われる予定である。なお、計画の中身については、食料・農業・農村政策審議会（農水省）や社会資本整備審議会（国交省）等の意見を参考に作成され、最終的に閣議決定される。
- また、自民党は、法律の中で「講ずべき基本的施策」として挙げられている「税制の措置」について、議論に向けて党内に新たな検討組織を設置することを検討している。
- 一方、東京都は本法律の成立を踏まえ、「都市農業特区」の設置を検討している。特区内の農地について、一定の要件を満たすことで税制を優遇し（主な内容は下表の通り）、農地の保全・流動化を促進することが狙いである。ただし、税制改正を伴うもので、実現は不透明の状況である。

【「都市農業特区」において、実現を目指す税制優遇措置】

- (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく特定貸付制度を生産緑地にも適用し、生産緑地を貸し付けた場合も相続税納税猶予制度を適用する。
- (2) 市民農園整備促進法等により開設した市民農園にも適用を拡大する。
- (3) 生産緑地地区の指定に係る面積要件を緩和する。

### 3. JAグループの対応

- JAグループでは、①まずは都市農業振興基本法の制定を通じて都市農業の位置付けを確立する、②法成立後、法律を踏まえ税制改正等を要請する、という手順を考えていた。
  
- 都市農業振興基本法が成立したことで、今後は税制改正等の要請段階に入る。税制については、都市農業振興基本法においても、「都市農業が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずる」とあり、税制改正要請の「追い風」になる。一方で、それと引き換えに、都市農業が継続されるよう農業者に営農継続が求められることも予想され、単純な議論とはならないことが予想される。
  
- JAグループでは、国民への情報発信、都市農業の振興方策の検討・実践等を通じて、国民への理解促進を行いつつ、税制改正要請等に取り組んでいく。

## 都市農業振興基本法の概要

## 目的

基本理念等を定めることにより、  
都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

## 都市農業の定義

市街地及びその周辺の地域において行われる農業

## 施策推進のための三つのエンジン

## 基本理念

- ◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全
- ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存
- ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解

## 国・地方公共団体の責務等

- ◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
- ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力
- ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力
- ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置

## 都市農業振興基本計画等

- ◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表
- ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

## 国等が講ずべき基本的施策

- ① 農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ② 防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮
- ③ 的確な土地利用計画策定等のための施策
- ④ 都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置
- ⑤ 農産物の地元における消費の促進
- ⑥ 農作業を体験することができる環境の整備
- ⑦ 学校教育における農作業の体験の機会の充実
- ⑧ 国民の理解と関心の増進
- ⑨ 都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進
- ⑩ 調査研究の推進

農政をめぐる情勢

平成27年5月26日

240部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉